

要 旨

本稿は、山形県の各実施機関が作成する公文書ファイルについて、歴史資料として重要な文書かどうかを判断する評価選別の適した実施方法について考察した。評価選別に係る理論は諸外国が先進的であり、時代とともに変化している。ジェンキンソンは、文書を作成した組織が評価選別をすることを良いとし、シェレンバーグは、学術研究者の利用を踏まえた上で判断する必要性からアーキビストが評価選別をすることを良いとした。近年では、公文書が作成される社会的な背景や行政機関の機能等を分析して評価するマクロ評価選別が行われるようになった。このように評価選別の理論が変化した背景には、作成される文書量の増加などがあげられる。さまざまな評価選別論があるものの、それをすぐに山形県に適用できるとは限らない。例えば山形県は、事業ごとに文書をまとめて綴り公文書ファイル（簿冊）として保存しているが、他の自治体では、ファイリングシステムという公文書ごとに管理し、保存している場合がある。公文書の保存・管理方法においても自治体ごとに異なるため、自治体に適した評価選別も変わってくると言える。

山形県では、社会情勢等の要因により歴史公文書等を保存し、閲覧等による県民の利用に供するため、平成27年に山形県公文書センターが設置された。また、令和2年4月1日に山形県公文書等の管理に関する条例と山形県公文書等の管理に関する条例施行規則、山形県公文書管理規程が施行された。山形県公文書等の管理に関する条例で、公文書等が健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源とし、将来の説明責任を全うできるよう公文書の作成や適正な管理、歴史資料として重要な文書の適切な保存及び利用が定められた。法制度が整備され、歴史公文書かどうかを判断する評価選別業務は、以前よりさらに重要となったと考える。このような状況から山形県の評価選別における事務上の課題を洗い出し、山形県に適した評価選別は何かを検討し、今後より適切に評価選別を実施できるよう改善案を提示する。そこで諸外国における評価選別論をふまえつつ、他の自治体の先行事例から山形県の評価選別を分析した。結果として、レコードスケジュールの設定の強化と文書分類表の整備、重要な公文書かどうかを判断するための視点及びチェックシートを導入することにより、効率的に評価選別を実施できるものとする。それに加え今後適切に評価選別を実施するためには、現用文書から非現用文書までの管理を一体的なプロセスとして行っていくことが非常に重要であろう。

山形県では現在、1年保存以上の電子公文書については紙に出力のうえ、当該紙の公文書を原本として適切に管理・保存することとしているが、将来的には電子公文書による管理・保存も認められる可能性がある。今後は、電子公文書に係る評価選別にも踏み込んで検討していく必要があるだろう。